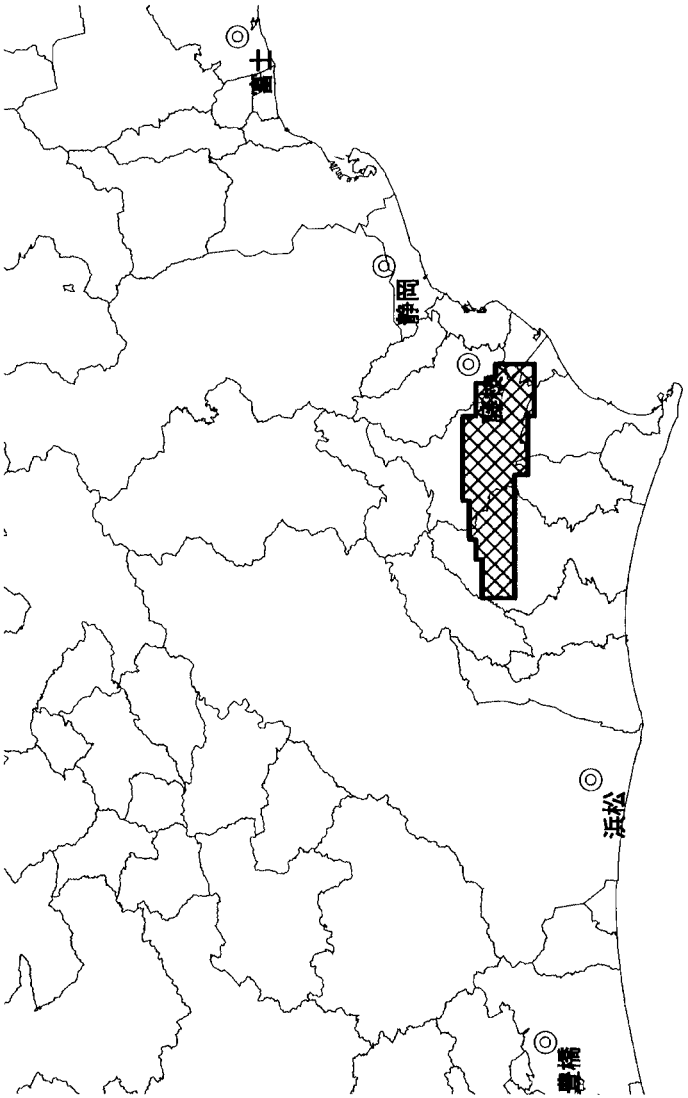
島田地区



0　5　10 km

備考：　は数値空中写真の撮影範囲を示す

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２４０号
大阪市中央区今橋２丁目５番８号
債務者　ロイヤルアセット特定目的会社
代表者取締役　加藤　誠一
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森下　知紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５５号
大阪府門真市宮前町８番９号
債務者　株式会社西出電気工事
代表者代表取締役　西出　信繁
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白井啓太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月17日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２８４号
大阪市阿倍野区天王寺町南３丁目１番11―901号
債務者　株式会社Ｙ‘Ｓ　ｃｏｍｐａｎｙ.
代表者代表取締役　中　　恭敏
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三村　雅一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５３号
大阪府松原市天美西５丁目123番地の１
債務者　有限会社光栄ホーム
代表者代表取締役　広原　光雄
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野矢　伴岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月21日午後２時
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１４５４号
京都市東山区大和大路通四条上ル廿一軒町236番地
債務者　有限会社カフェテラス縄手通り
代表者代表取締役　小泉　弘子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷山　智光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月23日午後３時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第２８３号
京都府長岡京市馬場餅田７番地
債務者　有限会社オズマ
代表者取締役　村田　敏宏
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貞　　嘉徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月24日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７４号
神奈川県大和市つきみ野４丁目11番地の41
債務者　神奈川ロード有限会社
代表者代表取締役　岩崎　孝夫
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　　紳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午前10時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８８号
札幌市中央区南２条西３丁目４番地３ＭＫ２・３ビル３Ｆ
債務者　有限会社エム・アール・ティ
代表者代表取締役　相澤　昭浩
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　圭一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月９日午前10時30分
札幌地方裁判所民事第４部